

第6回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会及び  
平成19年度第1回大台ヶ原自然再生評価委員会利用対策部会  
(合同開催)

議事次第

日時：平成19年8月30日(木)

12:00～15:00

場所：大台ヶ原ビジターセンター及び現地

(奈良県吉野郡上北山村大字小椽大台山660-1)

1. 挨拶
2. 日程説明
3. 協議会設置要項について
4. 現地確認
5. 西大台利用調整地区の運用について
  - (1) 事前レクチャーについて
  - (2) 平成19年度の巡視体制について
6. その他

第6回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会及び  
平成19年度第1回大台ヶ原自然再生評価委員会利用対策部会  
(合同開催)

出席者名簿

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島園研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師 (ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 講師 (ご欠席)
日比 伸子	橿原市昆虫館 学芸員
槇村 久子	京都女子大学 教授 (ご欠席)

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
国土交通省近畿運輸局	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	辻岡 好文 主査
奈良県農林部森林保全課	中川 康博 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	福本 清 課長 松島 克典 主幹
川上村地域振興課	辰巳 龍三 主事
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会	新谷 五男 委員長 (ご欠席)
上北山村観光協会	更谷 昌美 会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長 (ご欠席)
上北山村区長会	(ご欠席)
上北山村商工会	中谷 守孝 会長 (ご欠席)
(財) グリーンパークかわかみ	大谷 一二 理事長 (ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株) 運輸部営業課	河野 俊幸 主査
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇 代表
奈良県勤労者山岳連盟	島村 慶子 自然保護委員
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長
奈良県タクシー協会	岩橋 宣禎 専務理事 (ご欠席)
奈良交通(株) 吉野営業所 乗合バス事業部	西本 忠弘 助役 岡本 吉朗 リーダー
(社) 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	横川 佳樹 会長 (ご欠席)
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合	森岡 哲也 参事
吉野熊野観光開発(株)	林 彪 専務取締役
ワーク21かみきたやま	(ご欠席)

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	田邊 仁 統括自然保護企画官 杉田 高行 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐 福原 裕 国立公園・保全整備課 櫻澤 裕樹 //
吉野自然保護官事務所	羽井佐 幸宏 自然保護官
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一

## 配布資料一覧

● 出席者名簿

● 日程表

資料 1 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化協議会設置要領について

資料 2 事前レクチャーについて

資料 3 平成 19 年度の巡視体制について

参考資料 1 西大台利用調整地区の運用までの経緯

参考資料 2 西大台利用調整地区の広報活動について

参考資料 3 立入認定手続き概要及び申請書

(現地資料：西大台利用調整地区の標識等について)

## 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領

## (名 称)

1. この会議は、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」(以下「協議会」という)と称する。

## (目 的)

2. 協議会は、吉野熊野国立公園西大台地区に利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たり、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画(以下「利用適正化計画」という)の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的とする。

## (検討事項)

3. 協議会は、次の事項を検討する。
  - (1) 利用適正化計画案の策定及び変更に関する事項
  - (2) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

## (構 成)

4. (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする者(関係行政機関、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用の管理・巡視実施者及び自然ふれあいプログラム実施者等)で、近畿地方環境事務所長から委嘱された者により構成する。
  - (2) 近畿地方環境事務所長は、専門的な助言等を得るため、協議会に構成員以外の専門家や関係機関等の参画を求めることができる。
  - (3) 協議会は、構成員の2分の1以上の出席をもって開催することとする。

## (構成員資格の喪失)

5. 構成員は、辞任、死亡、団体の解散及び解任によって、その資格を喪失する。

## (辞任及び解任)

6. (1) 構成員を辞任しようとする者は、事務局に書面をもって連絡しなければならない。
  - (2) 近畿地方環境事務所長は、協議会の運営に著しい支障をきたすと判断した場合には、協議会の合意により構成員を解任することができる。

(会 長)

7. 協議会に会長をおき、構成員の互選により選出する。会長は協議会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営・事務局)

8. (1) 協議会の事務局は近畿地方環境事務所とし、協議会の運営に関する事務を行う。  
(2) その他運営に関して必要な事項は協議会で決定する。

(情報公開)

9. 協議会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

10. 構成員の任期は平成19年委嘱年度の3月31日までとする。

(要領改正)

11. この要領は、構成員の発議により、協議会の会議に出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

(附則)

12. この要領は平成18年2月26日から施行する。  
平成 年 月 日、一部改正

## 事前レクチャーについて

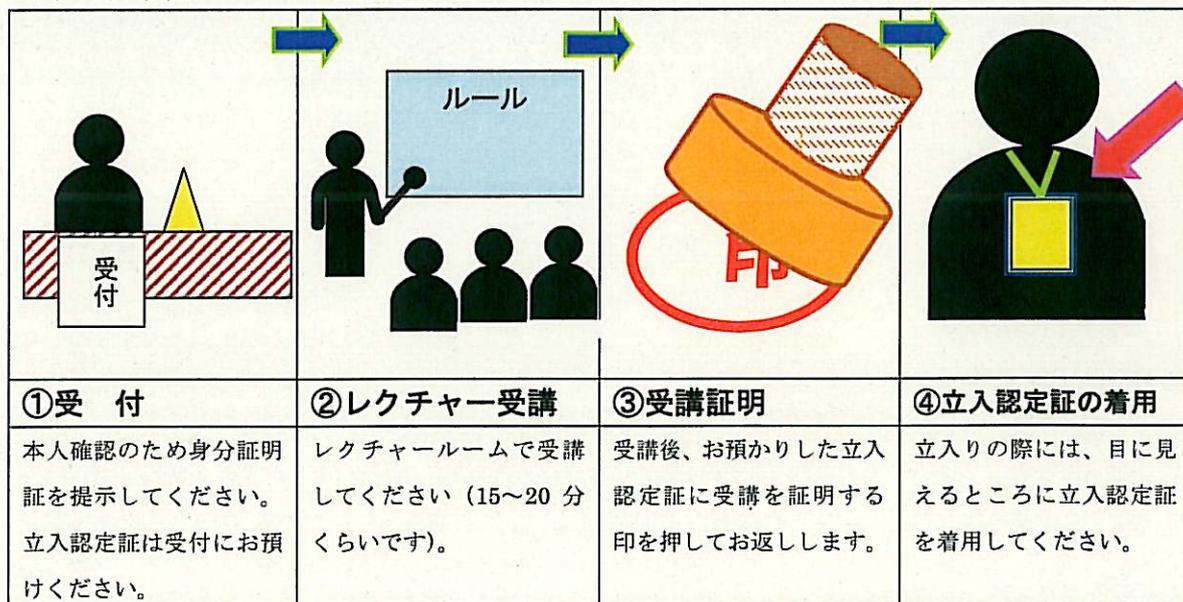
立入認定者に、より適切な利用を実践してもらうために、利用にあたっての規則や参考情報を提供する事前レクチャーを行う。また、受付の際には、立入認定を受けた者の本人確認を実施する。

- **基本構成**：大台ヶ原の基礎情報、西大台利用調整地区の制度及び禁止事項・マナー、大台ヶ原山上の利用に関する情報、動植物に関する情報、自然再生に関する事項等で構成。15分～20分程度の時間で伝えられる内容とする。
- **対象者**：西大台利用調整地区の立入認定証の交付を受けた者
- **実施者**：環境省（主に環境省が雇用した職員が講師となって実施）
- **場 所**：大台ヶ原ビジターセンター レクチャールーム
- **実施期間**：平成 19 年 9 月 1 日（土）から実施
- **受講日時**：立入り時まで都合の良い時間帯にあわせて受講
- **必要なもの**：立入認定証及び身分証明書（保険証や運転免許証等）
- **事前レクチャーの時間割（平成 19 年度）**

下記の時間は、受付・レクチャー・本人確認を含みます（合計 30 分程度です）。

	利用集中期（9月29日～11月4日）の 土日祝日（利用者：100人）	利用集中期の平日・通常期のすべての日 （利用者：50人もしくは30人）
①	7:30～8:00	無し
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

## ◆参考）事前レクチャー受講から立入りまでの流れ



## 平成 19 年度の巡視体制について

西大台利用調整地区の利用者への指導や立入認定証の確認の他、無断立入り等の違反を防止すること、また、地区内の状況を把握するなど情報収集のために巡視を実施する。

## ○ 巡視の主な内容：

- 入口及び巡視中における立入認定証の確認
- 無断立入りなど法令、注意事項を守らない者への指導、退去勧告、通報
- 立入認定者との情報収集及び情報の伝達
- 案内板等の施設の保守点検
- 地区内の利用、自然、施設に関する情報収集と大台ヶ原ビジターセンターへの連絡 等

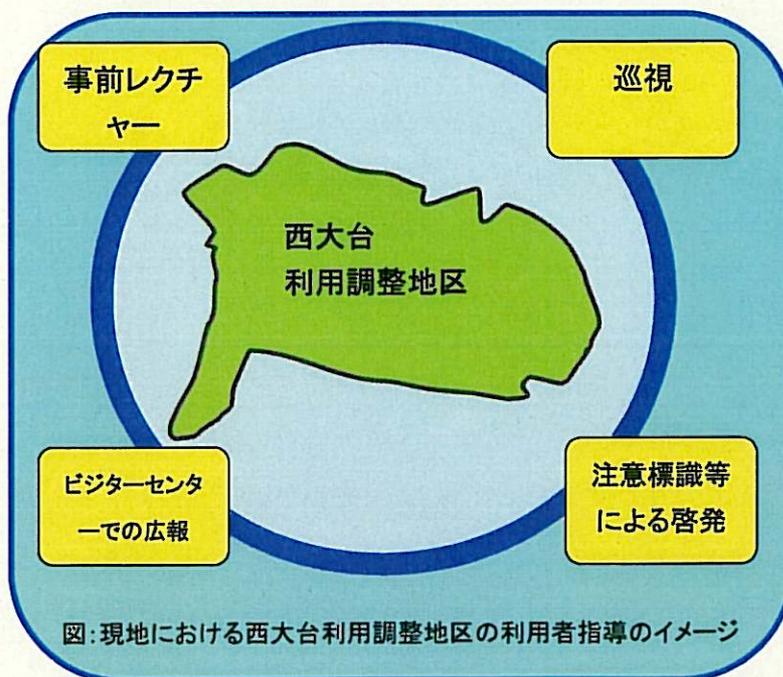
○ 巡視箇所：西大台利用調整地区及び周辺地域（隣接する歩道、ドライブウェイ、駐車場など）

○ 実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーなど職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

○ 実施期間：平成 19 年 9 月 1 日（土）から 11 月 30 日（金）まで毎日実施

※ 8 月 20 日～31 日の間も予行演習として実施している。

○ その他：巡視者は、専用の腕章（赤色）を着用することとしており、利用者から見てわかるようにしている。



## 西大台利用調整地区の運用までの経緯

平成 18 年 12 月 26 日（火）に吉野熊野国立公園大台ヶ原に西大台利用調整地区が指定された。それ以後、運用に向けた準備及び広報を進めてきた。以下は、これまでの経緯のうち主な会議や事項について日付をおってとりまとめたものである。

## 利用調整地区に関する主な会議・告示等

平成 17 年 11 月 25 日（金）	平成 17 年度第 1 回利用対策部会、利用適正化検討WG
12 月 16 日（金）	平成 17 年度第 2 回利用対策部会（合同部会）
平成 18 年 2 月 26 日（日）	第 1 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
3 月 16 日（木）	平成 17 年度第 3 回利用対策部会、利用適正化検討WG
3 月 20 日（日）	利用適正化検討WG
3 月 23 日（木）	第 1 回上北山村懇談会（地域への説明）
3 月 26 日（日）	第 2 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
4 月 26 日（日）	西大台地区への利用調整地区の指定に関する懇談会
6 月 4 日（日）	現地調査
6 月 5 日（月）	利用適正化検討WG
6 月 18 日（日）	第 3 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
7 月 18 日（火）	第 1 回上北山村懇談会（地域への説明）
7 月 26 日（水）	第 4 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会、平成 18 年度第 1 回利用対策部会
10 月 3 日（火）	モニタリング手法検討WG
12 月 1 日（金）	中央環境審議会自然環境部会答申
12 月 18 日（月）	第 1 回ガイド制度等検討WG
12 月 20 日（水）	指定認定機関に係る説明会
12 月 22 日（金）	西大台利用調整地区に係る説明会（業者・一般向け）
12 月 26 日（火）	西大台利用調整地区官報告示
平成 19 年 2 月 16 日（金）	第 2 回ガイド制度等検討WG
2 月 21 日（水）	平成 18 年度第 1 回利用対策部会
2 月 22 日（木）	第 5 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
4 月 26 日（木）	指定認定機関として吉野きたやま森林組合を指定（官報告示）
5 月 22 日（火）	立入人数、注意事項等の決定（官報告示）
5 月 28 日（月）	事務手数料の決定（官報告示）
6 月 1 日（金）	吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画策定
6 月 18 日（月）	立入認定に係る申請の受付開始
8 月 10 日（金）	西大台利用調整地区制度に係る説明会
8 月 30 日（木）	第 6 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会及び平成 19 年度第 1 回大台ヶ原自然再生評価委員会利用対策部会
9 月 1 日（土）	西大台利用調整地区の規制開始

## 西大台利用調整地区の広報活動について

西大台利用調整地区の制度をより広く利用者に知ってもらうため、西大台利用調整地区の運用に向けた準備と平行して周知を行っています。今後も継続して実施していく予定です。

### ○主な周知方法

- ・ 報道機関への情報提供及び取材対応（近畿2府4県及び三重県の報道機関への周知。東京方面の新聞社の取材も対応）
- ・ ホームページ「西大台利用調整地区ガイド」の作成・掲載
- ・ ポスターの配布及び掲出（周辺主要駅16駅や道の駅へのポスターの掲出含む）
- ・ リーフレットの配布及び掲出
- ・ 説明会の実施
- ・ 山岳専門誌への情報提供
- ・ 地図出版社への地図変更情報の提供
- ・ イベントにおけるパネル展示等の広報活動
- ・ 関係者、登山用品店などへの情報提供
- ・ 大台ヶ原ビジターセンターにおける広報
- ・ 奈良県広報紙への掲載



←参考) 国立公園フェアの様子（東京・新宿御苑）



↑参考) 広報用ポスター

### ○主な周知先

全国の山岳関係団体、山岳関係の出版社、地図関係の出版社、ガイド関係団体、登山用品店、旅行代理店、大学登山部・ワンダーフォーゲル部等学校関係、関係行政機関、自然関係団体、公共交通機関、周辺の道の駅、温泉、宿泊等施設、その他関係者 等

### ○関係行政機関との調整

地元奈良県庁、上北山村の他、警察署、消防本部等とも適正な運営に向け、制度の説明、調整を行った。

### ○近畿地方環境事務所西大台利用調整地区ガイド

西大台利用調整地区に関する情報は適宜以下のページでお知らせしていく予定です。

<http://kinki.env.go.jp/nature/mat/nishiodaiguide/>

西大台利用調整地区に登山等の目的で立入りを希望される方は、次の要領でお申し込みください。申請書の記載は、記載例をご参照ください。

### 1 立入りにあたり認定を受けることが必要な期間

平成19年9月1日から11月30日まで

※平成20年度以降は、原則4月15日から11月30日までのドライブウェイ開通期間とします。

### 2 1日あたりの立入り可能な人数（定員）

次の上限人数をこえて立入ることはできません。

- ア 利用集中期の土日祝日 : 100人  
イ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人  
ウ 上記以外の平日 : 30人

※平成19年度の利用集中期は9月29日（土）～11月4日（日）としています。

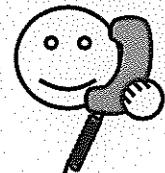
※1団体（2人以上を団体とします）の利用申込みは、最大10人までです。これを超える団体は受付出来ません。

### 3 手続きの方法

手続きの窓口業務は、指定認定機関である吉野きたやま森林組合が行います。(1)電話予約、(2)手数料入金及び申請書提出の順で手続きを行ってください。

#### (1) 電話予約

電話で事前に予約を行ってください。予約の際に、立入希望日、人数、希望者全員の氏名の他、代表者のみ電話番号と住所を確認します。希望者全員のお名前が決まっていない場合の予約（人数枠の確保）は受付できません。予約が可能な場合には、予約をした次の日から7日以内（必着）に申請を行ってください（7日以内に手数料の入金及び申請書の提出が無い場合には、予約を通知無く取り消します）。



なお、1日あたりの立入り人数の範囲（定員）内での受付となり、定員になり次第締め切ります。

【受付期間】立入希望日の3ヶ月前の同日から立入希望日の3週間前（21日前）まで

【受付時間】平日（8月13日～16日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

#### (2) 手数料入金と申請書の提出

予約後、郵送又は窓口のいずれかの方法でお申し込みください（申請書は別紙参照）。

【受付期間】立入希望日の3ヶ月前の同日から立入希望日の2週間前（14日前、必着）まで

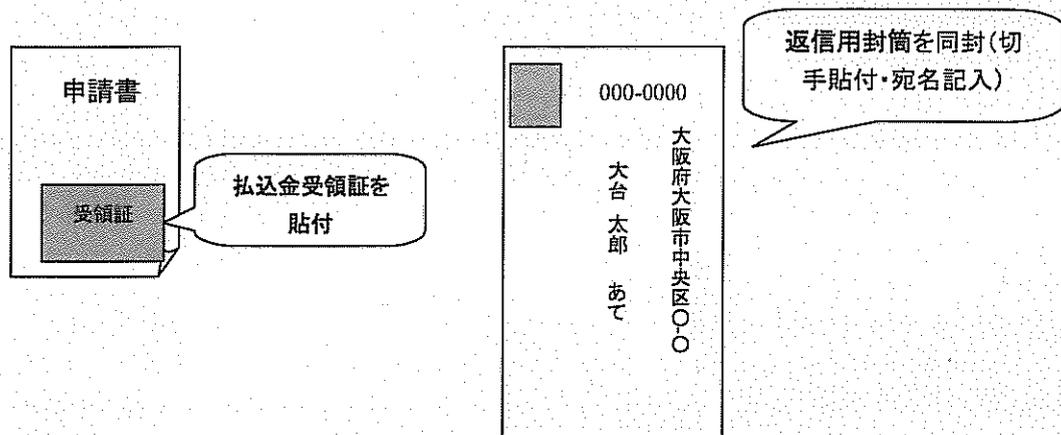
【受付時間】平日（8月13日～16日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

## ア) 郵送の場合

人数分の手数料（1人につき1,000円）を下記に指定する口座に振込み、振込時に発行される払込金受領証（振込明細票）を、申請書に貼り付けてください。申請書は、別紙記載例を参考に所要事項を記載のうえ、返信用封筒（定型封筒、90円又は140円（6名以上の場合）分の切手を貼り付け、申請者の住所・氏名を記載）を同封の上、吉野きたやま森林組合上北山支所あて郵送してください。受付後、内容を確認・審査後、同封いただいた返信用封筒にて立入認定証を郵送します。

### 【郵送するもの】

- ・ 申請書（払込金受領証など手数料入金がわかる書類を貼付）
- ・ 返信用封筒（切手貼付90円又は140円分、申請者の宛名を記載）



## イ) 窓口の場合

印鑑を持参の上、吉野きたやま森林組合上北山支所の窓口にて備え付けの申請書に記入してお申し込みください。手数料は、申請書提出の際に人数分をまとめて直接お支払いください。受付後、内容を確認・審査後、立入認定証を窓口で交付します。なお、窓口の場合、時間を要することがありますので、郵送による交付を希望される場合は、90円分（6名以上は140円分）の切手を貼り付けた返信用封筒をご持参ください。

- ※ 同一人、同一団体による複数のお申し込みはお断りする場合があります。
- ※ 1度入金した手数料は事務経費として使用されるため返金できません。悪天候、道路状況等をあらゆる状況を含め当日立入りができない場合も同様です。
- ※ 手数料1,000円の他、振込時にかかる経費は、申請者の負担となります。
- ※ 西大台利用調整地区の利用者の安全確保のため急遽利用の休止を行うことがあります。
- ※ 立入認定証通知後、立入りの前までに事前レクチャーを受講することが義務づけられています。

### 【指定認定機関 吉野きたやま森林組合（窓口）】

〒639-3701 奈良県吉野郡上北山村河合34番地（上北山支所）  
TEL 07468-2-0066（西大台利用調整地区担当専用）

<振込先口座> 郵便局 通常貯蓄貯金 口座名：<sup>よしの</sup>吉野きたやま<sup>しんりんくみあい</sup>森林組合  
口座記号：14590 口座番号：25345101

◆西大台利用調整地区ホームページ（環境省 近畿地方環境事務所内）  
<http://kinki.env.go.jp/nature/mat/nishiodaiguide/>

利用調整地区内への立入認定申請書

電話予約後、7日以内(必着)に提出。氏名等は予約内容と同じとすること。

自然公園法第16条第2項の規定により吉野熊野国立公園の西大台利用調整地区への立入りの認定を受けたく、下記事項を遵守することを誓約し、次のとおり申請します。

郵便番号・住所・電話番号・氏名を記入し押印。団体の場合は、代表者の情報を記入し、申請者全員の人数を記入し、2枚目に全員の情報を記入、押印。

申請する日を記入 平成 19年 7月 7日  
 申請の住所：〒540-6591 大阪府中央区〇〇〇-〇-〇  
 電話番号：06-0000-0000

申請者の氏名：大台 正樹



1. 立入ろうとする期間	平成 19年 9月 1日 (1日間)	立入りを希望する日を記入
2. 立入りの目的	<input checked="" type="checkbox"/> 登山、散策 <input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> バードウォッチング又は生物の観察 <input type="checkbox"/> その他 ( )	該当する目的をチェック
3. 独 団体の別	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 (人数合計：4名)	総数 4名 (別表申請者名)
入る経路 入口・出口で該当するものをチェック。 (※一般的な経路は、駐車場から入り周回線歩道を回って駐車場に戻ります)	入口 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場側入口 <input type="checkbox"/> 逆峠 (小処温泉方面から登る)	岩登り、沢登りなどはその他として記入
	出口 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場側入口 <input type="checkbox"/> 逆峠 (小処温泉方面へ下る)	
	その他の場合 (※ドライブウェイ側からの立入りはできません) ( , )	
4. 過去の立入認定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (平成 ●年 ●月 ●日第 ●号)	同じ年度に立入認定を受けたことがある場合は、「有り」をチェックし、日付と番号を記載
5. 予約受付番号	0618001	
備考		

指定認定機関記載箇所 ※申請者は記入しないこと。	申請書受理印	予約受け付け時にももらった予約受付番号を記入
	交付年月日 平成 年 月 日 番号	

(遵守事項)

- 西大台利用調整地区において、風致又は景観の維持とその維持のあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。  
 (1) 生きている動植物 **必ずご確認ください** (障害者補助犬法 (平成十四年法律第四十九号) 第二条 に規定する身体障害者補助犬を除く。) を故意に持ち込むこと。  
 (2) 野生動物に餌を与えること。  
 (3) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。  
 (4) 球技その他これに類する野外スポーツをすること。  
 (5) 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- 環境大臣が定める以下の注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。

記入しないでください。

- (1) 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- (2) 10人を超える団体で利用しないこと。
- (3) 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- (4) 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
- (5) 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。

(別表)

以下⑤名  
 ①には、代表者の情報を記入してください。  
 ②利用調整地区立入認定申請者名簿  
 ③にする申請者である。  
 ④全員の住所、氏名、電話番号及び押印。

	住所	氏名 (ふりがな)	押印	電話番号及び押印。	備考
1 代表者	〒540-6571 大阪府大阪市中央区〇〇〇-0-0	おおだい まさき 大台 正樹		06-0000-0000	
2	〒540-6571 大阪府大阪市中央区〇〇〇-0-0	おおだい ひでこ 大台 日出子		06-0000-0000	
3	〒540-6571 大阪府大阪市中央区△△1-1-1	うしいし たろう 牛石 太郎		06-1111-1111	
4	〒540-6571 大阪府大阪市中央区△△1-1-1	うしいし みねこ 牛石 峰子		06-1111-1111	
5	〒				
6	〒				
7	〒				
8	〒				
9	〒				
10	〒				

同じ年度に認定を受けたことがある場合は認定番号と交付年月日を記入。

人数分の手数料の払込受領証 (振込明細票など振込をした人と金額がわかるものを貼付 (貼付方向は横でも可能))

(名簿記載上の注意事項)

- 1 本人の印を押印すること。
- 2 過去に立入認定を受けている場合には一番最近の日付と番号を備考欄に記載すること。

<手数料の払込金受領証貼り付け場所>

- ※ 1人あたり1,000円の事務手数料を振り込んだこと
- ※ 複数でまとめて申請する場合は、人数分の金額を
- (例) 1,000円 × 申請者4名 = 4,000円 (振込)
- ※郵便局・金融機関への手数料入金の際に要する費用
- ※一度入金した手数料は事務経費として使用されるが
- 地区の利用休止等による当日の立入りができない状況

ご利用明細票 (払込金受領証) を貼付してください。  
 ご利用年月日: 19-6-10  
 ご利用内容: 振込  
 振込先: 吉野きたやま森林組合  
 振込額: ¥4,000

<振込先> 郵便局 通常貯蓄貯金 口座名: 吉野きたやま森林組合  
 口座記号: 14590

●返信用封筒の同封

申請書提出の際には、切手を貼り付け、申請者の住所・氏名を明記した返信用封筒 (定型) を一緒に郵送してください。切手代は、90円分 (5人まで) 又は140円分 (6~10人まで) です。

(記載上の注意事項)

申請書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、口欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック（レ）すること。

複数で申請する場合、申請書には、代表者の住所、氏名、電話番号を明記し押印すること。なお、団体で申請をする者は、別添名簿に全員の氏名と住所を記載し押印すること。

1 立入ろうとする期間

立入りを希望する日付を記載すること。なお、立入りの期間は1日間となっています。

2 立入りの目的

利用調整地区への立入りの目的で該当するものにチェック（レ）すること。該当しない特別な目的がある場合は、その他をチェックし、括弧欄にその目的を記入すること。なお、その他の目的によっては申請が認められない場合があります。

3 立入りの方法

(1) 単独・団体の別

申請及び立入りが単独か団体か該当する方にチェック（レ）すること。

(2) 立入る経路

入口、出口のそれぞれで該当するものにチェック（レ）すること。これ以外の出入口を特別な理由により使う場合には、「その他の場合の経路説明」に具体的な経路を記載すること。ただし、通常の登山、散策、写真撮影、バードウォッチング又は生物の観察の場合は、その他の経路は認められません。

なお、一般的な経路は、「駐車場側入口～周回線歩道～駐車場入口に戻る」経路となっています。また、ドライブウェイ側からの立入りはできません。

4 過去の立入認定の有無

同じ年度の立入認定の有無について、該当する方にチェック（レ）すること。該当する場合は、日付と番号を記載すること。なお、団体の申請の場合は、同じ年度内に立入認定を受けている個人ごとについて申請者名簿にそれぞれ日付と番号を記載すること。

5 予約受付番号

予約受け付け時に通知された番号を記載すること。

6 西大台利用調整地区立入認定申請者名簿

団体で申請する場合には、全員の氏名、住所を記載し、押印すること。なお、1番目には、申請書に記載した代表者を記入すること。

7 振込明細票の貼り付け

1人あたり1,000円の事務手数料を振り込んだことを証明する払込金受領証（振込明細票）を枠内に貼り付けすること（貼り付けは、縦横どちらでも可能）。団体（複数）でまとめて申請する場合は、人数分の金額を入金すること。

8 返信用封筒の同封

申請書を提出する際には、返信用封筒（定型封筒）を同封すること。封筒には、切手を貼り付け、申請者の住所及び氏名を記載すること。切手は、申請者が5人以下の場合は90円、6人以上の場合は140円分の切手を貼り付けること。

## ＜立入認定申請書作成のチェック表＞

以下に申請書記入のチェック表を作成しましたので、提出する前に必ず確認してください。  
 なお、書類に不備がある場合、修正や追加をお願いすることがありますので御了承ください。

申請項目	チェックする際の注意点		チェック欄	
事前確認事項	電話予約	電話予約を行いましたか？人数の上限に達している場合予約を行わないと、受付ができません。		
	申請期限	予約後、7日以内（必着）に申請できるように準備できましたか？なお、立入り希望日の2週間前までに申請が必要です。		
	手数料	手数料は1人あたり1,000円支払いましたか？振込明細票を忘れていませんか？なお、振込に要する費用は申請者の負担となります。		
	返信用封筒の準備	返信用封筒を準備しましたか？90円分（6人以上は140円分）の切手を定型型の封筒貼り付け、ご自分の住所・氏名を記載しましたか？		
枠外	日付	申請書を提出する日を記入しましたか？（※実際に西大台利用調整地区に立入りをする日ではありません）		
	住所・氏名・電話番号	住所、電話番号、氏名は、わかりやすく記入していますか？団体の場合は、代表者を記入しましたか？また、代表者以外の人数も記入しましたか？ ※代表者は、日中電話で連絡のとれる方にしてください（電話番号も、携帯電話や職場等、日中連絡のとることのできる番号にしてください）		
	押印	印を押しましたか？		
1. 立入ろうとする期間		立入り(入山)の希望日を記入しましたか？		
2. 立入りの目的		該当する又はこれに類すると思われる目的1つだけにチェックしましたか？複数の目的に該当する場合は、主な目的1つだけにしてください。 ※これ以外の目的(岩登り等)は、その他をチェックし、括弧欄に記入してください。		
3. 立入りの方法	1)	単独・団体の別	該当する方にチェックしましたか？また、代表者を含めた人数の合計を記入してください。 ※1人＝個人、2人～10人まで＝団体とします。	
	2)	立入る経路	入口と出口でそれぞれ該当する方にチェックをしましたか？ ※その他の目的(岩登り等)で、やむを得ず出入口を別にする場合には、その他をチェックし、括弧欄に記入してください。通常の登山等の利用では、その他の経路は原則として認められません。	
4. 過去の立入認定の有無		同じ年度内に立入認定を受けたことがある場合には、日付と番号を記入をしましたか？日付は、立入りをした日を記入してください。なお、複数回立入認定を受けている場合には、一番新しい(最近)の認定情報を記入してください。		
5. 予約受付番号		電話予約の際に、指定認定機関から教えてもらった予約受付番号を記入しましたか？		
6. 西大台利用調整地区立入認定申請者名簿		2人以上で(団体)申請する場合は、名簿に全員の住所、氏名、電話番号と押印をしましたか？1番目には、代表者を記入してください。なお、備考欄には、過去に立入認定を受けている場合に、日付と番号を記入をしてください。		
振込明細票の貼付		払込金受領証(振込明細票など)の貼り付けを忘れていませんか？		

利用調整地区内への立入認定申請書

自然公園法第16条第2項の規定により吉野熊野国立公園の西大台利用調整地区への立入りの認定を受けたく、下記事項を遵守することを誓約し、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 指定認定機関  
吉野きたやま森林組合 代表理事組合長 殿

申請の住所：〒

電話番号：

申請者の氏名：

印

総数 名 (別表申請者名簿のとおり)

1. 立入ろうとする期間	平成 年 月 日 (1日間)	
2. 立入りの目的	<input type="checkbox"/> 登山、散策 <input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> バードウォッチング又は生物の観察 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
3 立入りの方法	(1) 単独・団体の別	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 団体 (人数合計： 人)
	(2) 立入る経路	入口 <input type="checkbox"/> 駐車場側入口 <input type="checkbox"/> 逆峠 (小処温泉方面から登る)
		出口 <input type="checkbox"/> 駐車場側入口 <input type="checkbox"/> 逆峠 (小処温泉方面へ下る)
その他の場合 (※ドライブウェイ側からの立入りはできません)		( , )
4. 過去の立入認定の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (平成 年 月 日第 号)	
5. 予約受付番号		
備考		

指定認定機関記載箇所 ※申請者は記入しないこと。	申請書受理印	審査結果
		交付年月日 平成 年 月 日 番 号

(遵守事項)

- 西大台利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
  - 生きている動植物 (食用に供するもの及び身体障害者補助犬法 (平成十四年法律第四十九号) 第二条 に規定する身体障害者補助犬を除く。) を故意に持ち込むこと。
  - 野生動物に餌を与えること。
  - ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
  - 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
  - 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を發すること。
- 環境大臣が定める以下の注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。

- (1) 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- (2) 10人を超える団体で利用しないこと。
- (3) 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- (4) 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
- (5) 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。

(別表)

### 西大台利用調整地区立入認定申請者名簿

以下の名簿は、上記の申請書と同じくする申請者である。

	住所	氏名 (ふりがな)	押印	電話番号	備考
1 代 表 者	〒				
2	〒				
3	〒				
4	〒				
5	〒				
6	〒				
7	〒				
8	〒				
9	〒				
10	〒				

(名簿記載上の注意事項)

- 1 本人の印を押印すること。
- 2 過去に立入認定を受けている場合には一番最近の日付と番号を備考欄に記載すること。

### <手数料の払込金受領証貼り付け場所>

- ※ 1人あたり1,000円の事務手数料を振り込んだことを証明する払込金受領証(振込明細票)を貼付してください。
- ※ 複数でまとめて申請する場合は、人数分の金額を入金してください。
- (例) 1,000円 × 申請者4名 = 4,000円(振り込む金額)
- ※郵便局・金融機関への手数料入金の際に要する費用は、申請者の負担となります。
- ※一度入金した手数料は事務経費として使用されるため返金できません。悪天候、道路状況、不測の事態における利用調整地区の利用休止等による当日の立入りができない状況も含まれます。

<振込先> 郵便局 通常貯蓄貯金 口座名: 吉野きたやま森林組合

よしの しんりんくみあい  
口座記号: 14590 口座番号: 25345101

### ●返信用封筒の同封

申請書提出の際には、切手を貼り付け、申請者の住所・氏名を明記した返信用封筒(定型)を一緒に郵送してください。切手代は、90円分(5人まで)又は140円分(6~10人まで)です。

(記載上の注意事項)

申請書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、口欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック（レ）すること。

複数で申請する場合、申請書には、代表者の住所、氏名、電話番号を明記し押印すること。なお、団体で申請をする者は、別添名簿に全員の氏名と住所を記載し押印すること。

1 立入ろうとする期間

立入りを希望する日付を記載すること。なお、立入りの期間は1日間となっています。

2 立入りの目的

利用調整地区への立入りの目的で該当するものにチェック（レ）すること。該当しない特別な目的がある場合は、その他をチェックし、括弧欄にその目的を記入すること。なお、その他の目的によっては申請が認められない場合があります。

3 立入りの方法

(1) 単独・団体の別

申請及び立入りが単独か団体か該当する方にチェック（レ）すること。

(2) 立入る経路

入口、出口のそれぞれで該当するものにチェック（レ）すること。これ以外の出入口を特別な理由により使う場合には、「その他の場合の経路説明」に具体的な経路を記載すること。ただし、通常の登山、散策、写真撮影、バードウォッチング又は生物の観察の場合は、その他の経路は認められません。

なお、一般的な経路は、「駐車場側入口～周回線歩道～駐車場入口に戻る」経路となっています。また、ドライブウェイ側からの立入りはできません。

4 過去の立入認定の有無

同じ年度の立入認定の有無について、該当する方にチェック（レ）すること。該当する場合は、日付と番号を記載すること。なお、団体の申請の場合は、同じ年度内に立入認定を受けている個人ごとについて申請者名簿にそれぞれ日付と番号を記載すること。

5 予約受付番号

予約受け付け時に通知された番号を記載すること。

6 西大台利用調整地区立入認定申請者名簿

団体で申請する場合には、全員の氏名、住所を記載し、押印すること。なお、1番目には、申請書に記載した代表者を記入すること。

7 振込明細票の貼り付け

1人あたり1,000円の事務手数料を振り込んだことを証明する払込金受領証（振込明細票）を枠内に貼り付けすること（貼り付けは、縦横どちらでも可能）。団体（複数）でまとめて申請する場合は、人数分の金額を入金すること。

8 返信用封筒の同封

申請書を提出する際には、返信用封筒（定型封筒）を同封すること。封筒には、切手を貼り付け、申請者の住所及び氏名を記載すること。切手は、申請者が5人以下の場合は90円、6人以上の場合は140円分の切手を貼り付けること。